

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター取引金融機関
選定にかかる業務仕様書

1 病院の所在地及び概要

(1) 所在地：栃木県宇都宮市駒生町3337-1

(2) 概要

①職員数（平成29年4月1日現在）

区 分	人 数	備 考
正規職員	250名	給与毎月1回、期末勤勉手当年2回
非正規職員	50名	給与毎月1回
合 計	300名	

②患者・施設利用者数（平成28年度実績）

- ・病院事業 延入院患者数 25,879人 延外来患者数 24,706人
- ・通園事業 福祉型 延利用者数 473人 医療型延利用者数 241人
- ・入所事業 303人 ・短期入所 85人 ・日中一時 118人
- ・機能訓練 5,032人 ・生活訓練 3,714人 ・短期入所 198人

③決算（平成28年度決算見込額）

- ・医業収益 約10億3千万円 ・医療費用 約18億6千万円
- （参考：一般会計分 ・収入済額 約3億6千万円 ・支出済額 約3億6千万円）

④予想取引概要（平成28年度実績件数）

- ・年間支出件数
（給与） 約4,100件/年
（一般） 約7,200件/年（独法法人化後は名寄せを行う想定のため、減少する見込み）
- ・年間収入件数
（銀行窓口（納付書）収入） 約1,300件/年
- ・納付書支払（公共料金等）の件数
（国税） 28件/年
（雇用保険料） 2件/年
（ガス料金） 36件/年 ー減少する見込み
- 合 計 66件/年
- ・振替（口座間資金移動）件数 149件/年

⑤現金集配金（平成28年度実績）

- ・窓口収入集金 平均30万円/日

⑥ATM設置費用負担（平成28年度実績）

- ・建物の賃借料 年額135,463円（税込）年度一括前払（平成28年度実績）
- ・電気代相当額 年額 17,550円（税込）毎月支払（平成28年度実績）

2 業務内容

以下の（1）～（11）の業務に関し、安全かつ迅速なサービス業務を提供すること。

ただし、口座照会、入金、出金、振替等の業務に関しては、受託者の提供するファームバンキング又はネットバンキングシステム（以下「F B等」という。）の導入を前提とする。

（1）預金口座の設置

ア 法人化後に設置する預金口座は、すべて同一店、同一名義で、次のとおり口座開設することを想定しているため、これに対応できること。

（ア）普通預金口座を1口座のほか、支払事務用として、当座預金口座（通帳不発行）を1口座開設する。

（イ）収入事務用として、決済用普通預金（通帳発行）を複数（最大5口座）口座開設する。

イ 口座残高情報について、印刷可能であること。

ウ 入出金明細が印刷可能であること。

エ 入出金明細が外部データとしてダウンロードできること。

（2）入金業務

ア 債務者から法人口座への入金が行えること。

（3）出金業務

ア 法人の口座から自行、他行を問わず債権者（職員及び業者等）への振込が行えること。

イ 現在構築準備中の人事給与システム、財務会計システムから全銀フォーマットの振込データ等を取り込みできること。

ウ 上記の取り込みデータは、少なくともデータ伝送サービスの総合振込、給与・賞与振込に対応できること。

エ 上記のデータ取り込み後は、F B等でデータ変更（振込明細の変更）ができないこと。

オ データ伝送サービスとして総合振込、給与・賞与振込、地方税納付が利用できること。ただし、地方税納付についてF B等機能として対応していない場合は、紙上の地方税納付代行サービスでも可とする。

カ 法人の税金及び公共料金等（従来の納付書支払）において、口座振替（自動引落）やペイジーによる支払いも可能であること。

キ 誤振込等があった場合、その旨の連絡並びに組戻し及び訂正作業の迅速な対応が可能なこと。

ク 基本的にはF B等による支払いとするが、納付書等支払の一部は、金融機関窓口利用による振込対応が月に約十件あるため、これに対応すること。

（4）振替（資金移動）業務

ア 収入用口座から法人本体口座への振替等、口座間の振替が行えること。

イ 最大5口座まで登録可能であることとし、一括して管理できること。

ウ 振替完了情報について、印刷可能であること。

（5）現金集配業務

ア 法人の窓口収入現金の回収及び法人本体口座への入金業務、法人本体口座からの出金業務及び納付書等支払手続きを行うこと。

イ 集金訪問は、平日の月曜から金曜とし、回数、時間指定及び方法については、候

補者と別途協議する。

(6) A T M設置及び運用業務

ア 受託者の負担により法人に受託者のA T Mを設置し、少なくとも現行の運用時間(平日9:00~18:00)に合わせた運用を行うこと。

イ 設置後は、A T M設置費用負担について、利用状況に応じて候補者と別途協議し、独法法人に支払うこととする。

(7) 短期融資業務

ア 安定的かつ迅速に有利な条件で短期資金の借入れができること。

(8) 余裕金運用支援業務

ア 法人の余裕金を地方独立行政法人法第43条に定められた範囲で効率的に運用できること。

(9) コンサルティング業務

ア 病院運営に関し、状況に応じた情報提供・コンサルティング提案を行うこと。

(10) 職員の福利厚生等に関する業務

ア 財形貯蓄の取扱いに関し、栃木県職員と同様のサービスとすること。

イ 職員給与の振込口座数は、栃木県職員と同様に3口座まで可とすること。

(11) その他の業務

ア 当該仕様書に記載された業務のほか、独自のサービスを提供可能な場合は、その内容及び費用を提案すること。

3 振込手数料等費用

一般利用で規定手数料等が設定されている場合は、その規定手数料等以下で提案すること。費用の支払方法は、候補者と別途協議する。

4 法人化までの想定スケジュール

平成29年10月 人事給与、財務会計の各システムとのデータ連携協議

平成30年 2月 テストデータ送信、確認

平成30年 3月 口座開設 (法人登記は平成30年4月1日付けを予定)

平成30年 4月 本番データ送信